

第12回

(令和2年12月10日)

議 事 録

錦町農業委員会

錦町農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和2年12月10日(木) 午前9時00分から午前9時30分

2 開催場所 錦町役場 3階会議室

3 出席委員 10名

1番委員 田口英一郎・2番委員 谷口 一也・3番委員 尾方 学
4番委員 元村 彰浩・5番委員 今村 忠臣・6番委員 西嶋 健一
7番委員 尾方安枝子・8番委員 福本 王雅・9番委員 栗原 和親
10番委員 深水 勇治

4 欠席委員 なし

5 議事日程

1) 会期の決定

2) 議事録署名委員の指名

3) 議第48号案 農地法第3条の規定による許可申請について

議第49号案 農地法第5条の規定による許可申請について

議第50号案 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について

報告第12号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について

協議 農地中間管理機構の特例事業による農用地の売買の申出について

6 事務局職員

事務局長 山園琢磨、農地係 大村恵美

7 会議の概要

議長 議事日程1の会期の決定については、本日1日としてよろしいでしょうか。全委員、異議なしということで本日1日と決定します。議事日程2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。それでは、9番・10番委員をお願いします。

議長 諸事報告がありましたらお願いします。

1番 農業者から相談があって、農業機械の大型特殊について警察に問い合わせたところローンを挟んで公道を走るのは違反ということをもみな知らないと思います。どこまで大型特殊で乗って良いか。警察に来てもらって認定農業者に説明してもらうような機会をつくって欲しいというようなことです。フォークリフトでもパレット積んで何かを積みば公道を走られない。違反で何点引かれるのかもわかりません。

議長 そういった学習会を検討すればと思います。

事務局 農林振興課と打合せをして検討したいと思います。

事務局 農地災害復旧スケジュールについて(説明)

議長 議第48号案農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局よ

り説明をお願いします。

事務局 議第 48 号案農地法第 3 条の規定による許可申請について（朗読）

議 長 調査番号 1 番について 4 番委員から調査報告をお願いします。

4 番 （調査番号 1）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族 3 人（稼働力 2 人）経営面積は、118a、田 100a、畑 18a、水稻作付け 55a、WCS45a、畑 18a、野菜等を作っておられます。3 条調査項目により報告します。1 番（耕作面積）：問題なし。2 番（通作距離）：1 k m 以内。3 番（小作地）：問題なし。4 番（貸付地）：問題なし。5 番（取得価格）：全部で 17 万 4 千円です。6 番（耕作放棄地）：問題なし。7 番（農機具の利用計画）：トラクター、田植機、ミスト機等を所有。8 番（取得農地の利用計画）：栗を作付される計画です。9 番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのこと。以上の調査内容により、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 調査番号 2、3 番について 7 番委員から調査報告をお願いします。

7 番 （調査番号 2、3）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は 2 番相手方の要望、3 番贈与です。譲受人の経営内容について報告します。家族 2 人（稼働力 1 人）経営面積は、206a、田 88a、すべて水稻、畑 110a、栗を作られます。3 条調査項目により報告します。1 番（耕作面積）：問題なし。2 番（通作距離）：50m。3 番（小作地）：問題なし。4 番（貸付地）：問題なし。5 番（取得価格）：2 番 120 万円、3 番は贈与 0 円。6 番（耕作放棄地）：問題なし。7 番（農機具の利用計画）：バインダー、ハーベスタ、動力噴霧器、耕運機を所有。8 番（取得農地の利用計画）：2 番水稻、3 番栗です。9 番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのこと。以上の調査内容により、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 調査番号 4 番ですが 7 番委員は退席をお願いいたします。

議 長 調査番号 4 番番について 5 番委員から調査報告をお願いします。

5 番 （調査番号 4）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は贈与です。畜産家で繁殖牛をされている農家で、親戚の所有されていた畜舎を借用され繁殖牛を飼育されております。しかし、畜舎返却をされるということで、自宅近くの農地及び隣接地域に畜舎を建設したいという申し入れです。譲受人の経営内容について報告します。家族 3 人（稼働力 3 人）経営面積は、1115.9a、自作地 401.8 a、借地 815.06a、田 1154a、畑 61.8a、水稻 700a、WCS300a、他は栗です。畜産繁殖で、成牛 21 頭、子牛 13 頭です。3 条調査項目により報告します。1 番（耕作面積）：問題なし。2 番（通作距離）：1.5 k m。3 番（小作地）：問題なし。4 番（貸付地）：問題なし。5 番（取得価格）：親子関係の贈与で 0 円。6 番（耕作放棄地）：問題なし。7 番（農機具の利用計画）：トラクター 3、田植機、コンバイン、軽トラ

ック、1トントラックを所有。8番（取得農地の利用計画）：畜舎の建設。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのこと。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 まず、4番を審議していきたいと思います。4番について質問のあられる方は挙手の上お願いします。

議 長 質問がないようですので、調査番号4番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

（全委員：挙手）

全員賛成です。

（7番委員は入室）

議 長 それでは、1番から3番について質問のあられる方は挙手の上お願いします。

議 長 調査番号2番は、120万円で価格が安いですが条件的には良いところでしょうか。

4 番 大鶴の山手の方です。日陰になるところで、4000㎡はありますけれども地並びで1枚の水田ではありません。手を挙げて買おうと思う農地ではありません。

議 長 質問もないようですので、調査番号1番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

（全委員：挙手）

議 長 調査番号2番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

（全委員：挙手）

議 長 調査番号3番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

（全委員：挙手）

以上により、全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。

議 長 議第49号案農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 議第49号案農地法第5条の規定による許可申請について（朗読）

議 長 調査番号1番について、9番委員から調査報告をお願いします。

9 番 （調査番号1）申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は資材置場です。場所は一武のリース事業所の裏です。リース事業者の現在借りている敷地が、現在建設需要の高まりにつれ手狭になってきた。そこで、隣地に資材置場を借りたいと考え、申請者に隣地の購入をお願いされたようであります。申請者は、隣地の取得後、資材置場として賃貸を行い、事業の収入により事業の安定を図りたいということであります。施設の概要は、建設資材置場です。現在は、木、竹、かざら等が生えており、長年耕作されていた土地ではありませんでした。申請地の横

に宅地有家ありますが、これも廃屋ということで、現在使用されておられませんでした。**5条調査項目**により報告します。1番（農地区分）：1種農地です。2番（着工時期）：許可日から令和3年4月15日まで。3番（資金調達）：借入金です。5番（周囲の承諾）：問題なし。6番（公衆衛生）給水、生活用水は必要ありません。雨水排水は自然排水により西側の排水路に排水されます。7番（防除措置）造成に係る土地の流失、堆積、崩壊等はありません。工事関係車両等の往来は事故防止に万全の配慮を行ってされるそうです。8番（日照通風）南側に農地がありますが、日照には影響はありません。通風は、建設資材を高く置くことはないので影響はありません。9番（小作地か）問題なし。10番（農振法）：農用地区域外です。以上、報告終わります。

議長 それでは、質疑を受けたいと思います。質疑がある方の挙手をお願いします。

議長 それでは、質問もないようですので、調査番号1番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

（全委員：挙手）

全員賛成です。

申請どおり許可するものといたします。

議長 議第50号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画についてを議題とします。

議長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第50号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について（朗読）今回は所有権移転6件、利用権設定が24件です。所有権移転につきましては、農業公社の買入4件、売渡2件です。

所有権移転関係を説明。

次に、利用権設定関係です。番号を読み上げますので適否の報告をお願いします。

（1～24番適格の報告あり）

議長 質問のある方はいらっしゃいませんか。

議長 それでは、農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について異議のない方の挙手を求めます。

（全委員：挙手）

議長 報告第12号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約についてを議題とします。

議長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 報告第12号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について（朗読）

議長 農地中間管理機構の特例事業による農用地の売買申し出についてを議題とします。

議長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 農地中間管理機構の特例事業による農用地の売買申し出について（説明）

あつせん委員の担当割をお願いします。

事務局 1番は決まっております。4番委員です。

議長 2番は、5番と西田委員、古里委員をお願いします。

3番は、6番と田浦委員をお願いします。

各担当委員の方は、よろしくをお願いします。

議長 以上をもちまして、本日の議案審議事項は全て終了しました。

左会議の顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年12月10日

農業委員会会長

9番 農業委員

10番 農業委員
